

**核兵器禁止条約の発効を契機に、世界中から一切の核兵器を廃絶させよう！
日本政府は、核兵器禁止条約を直ちに批准すべき！**

今年は、広島・長崎に原子力爆弾が投下されてから76年目の夏を迎えます。

本日、核兵器禁止条約に批准した国・地域が50を超えたことで、核兵器の開発や生産、使用、保有を禁じる、そして、「使用するという威嚇」を禁ずることを含めた核兵器禁止条約が各地で発効されました。これにより、核兵器は非人道的であり、「絶対悪」と定める国際規範が成立し、核兵器廃絶という大きな希望へと前進します。

条約の前文には、「核兵器が二度と使用されないよう保証するための唯一の方法は、核兵器の完全廃絶である」とし、「被爆者及び核実験の被爆者の苦痛に留意し、核兵器の法的拘束力のある禁止こそ核兵器の無い世界の達成及び維持に向けた重要な貢献となる」と記されています。その上で、本条約の締結国は「この目的に向けて行動することを決意する」と宣言しています。

しかしながら、日本政府は唯一の被爆国でありながらも条約への批准を認めない姿勢を取り続けています。菅総理大臣は「我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、抑止力の維持・強化を含めて、現実の安全保障上の脅威に適切な対応をしながら、地道に現実的に核軍縮を前進させる道筋を追求していくことが適切であると考え、こうした我が国の立場に照らし合わせ、同条約には署名する考えは無い」という考えを明確にしています。日本や米中などの核保有国が条約を批准していない中で、今、私たちが出来ることは、「核兵器をもたない、つぐらなない、もちこまなない」という非核三原則を基にして、核兵器を実質的に使用できない兵器とすることです。

一昨年、広島・長崎を訪れたフランシスコ・ローマ教皇は「人道的および環境の観点から、核兵器の使用がもたらす壊滅的な破壊を考えなくてはなりません。核の理論によって促される、恐れ、不信、敵意の増幅を止めなければなりません。」と核兵器を保有することで戦争を防ぐとする「核抑止力」を明確に否定しています。北朝鮮のように核兵器を保有することで外交政策に利用するようなやり方は望ましくありません。

戦後75年が経過し、核被害や戦争を体験した方々が少なくなることで、「核」の恐ろしさを語り継げなくなり、「風化」が加速することを危惧します。日本政府は唯一の戦争被爆国として、また、福島第一原発事故の否定的教訓を活かし、核兵器の脅威と人体・環境への被害を捉え返し、核兵器禁止条約を直ちに署名・批准することで国際社会を牽引すべきです。

私たちJT SUは、核兵器廃絶とともに新型コロナウイルス感染拡大と気候変動による地球危機に対して、「SDGsの精神」を基礎に職場と地域から広範に取り組んでいくことを明らかにします。

2021年 1月22日
日本輸送サービス労働組合連合会（JT SU）